

地方創生に係る包括連携に関する協定書

江南市（以下「甲」という。）と株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の基本理念にのっとり、地方創生を推進するため、連携・協力することに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地方創生に係る様々な分野での相互連携及び協力を積極的に推進することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項について法令に反しない範囲で連携・協力するよう努めるものとする。

- （1）江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関すること
- （2）シティプロモーションの推進に資すること
- （3）移住・定住促進に資すること
- （4）子育て支援に資すること
- （5）産業振興及び雇用創出に資すること
- （6）その他、地方創生の推進に資すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき実施される連携活動において知り得た情報について、第2条各号に掲げる事項の連携・協力をするにあたり必要な限度で利用するものとする。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2カ月前までに、甲と乙のいずれからも解約の申し入れがないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙が、本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、対象としないこととする。

2 下記行為を行う市民等についても対象としないこととする。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- （4）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
- （5）その他前各号に準ずる行為

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙の両者で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 愛知県江南市赤童子町大堀90
江南市

江南市長 澤田 和延

乙 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社三菱東京UFJ銀行

代表取締役 小山田 隆

地方創生に係る包括連携に関する協定書

江南市（以下「甲」という。）と株式会社愛知銀行（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の基本理念にのっとり、地方創生を推進するため、連携・協力することに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地方創生に係る様々な分野での相互連携及び協力を積極的に推進することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項について法令に反しない範囲で連携・協力するよう努めるものとする。

- （1）江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関すること
- （2）シティプロモーションの推進に資すること
- （3）移住・定住促進に資すること
- （4）子育て支援に資すること
- （5）産業振興及び雇用創出に資すること
- （6）その他、地方創生の推進に資すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき実施される連携活動において知り得た情報について、第2条各号に掲げる事項の連携・協力をするにあたり必要な限度で利用するものとする。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2カ月前までに、甲と乙のいずれからも解約の申し入れがないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙が、本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、対象としないこととする。

2 下記行為を行う市民等についても対象としないこととする。

- （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - （4）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
 - （5）その他前各号に準ずる行為
- （その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙の両者で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 愛知県江南市赤童子町大堀90
江南市

江南市長 澤田 和延

乙 愛知県名古屋市中区栄3-14-12
株式会社愛知銀行

取締役頭取 矢澤 勝幸

地方創生に係る包括連携に関する協定書

江南市（以下「甲」という。）と株式会社名古屋銀行（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の基本理念にのっとり、地方創生を推進するため、連携・協力することに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地方創生に係る様々な分野での相互連携及び協力を積極的に推進することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項について法令に反しない範囲で連携・協力するよう努めるものとする。

- （1）江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関する事
- （2）シティプロモーションの推進に資すること
- （3）移住・定住促進に資すること
- （4）子育て支援に資すること
- （5）産業振興及び雇用創出に資すること
- （6）その他、地方創生の推進に資すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき実施される連携活動において知り得た情報について、第2条各号に掲げる事項の連携・協力をするにあたり必要な限度で利用するものとする。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2カ月前までに、甲と乙のいずれからも解約の申し入れがないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙が、本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、対象としないこととする。

2 下記行為を行う市民等についても対象としないこととする。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- （4）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
- （5）その他前各号に準ずる行為

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙の両者で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 愛知県江南市赤童子町大堀90
江南市

江南市長 澤田 和延

乙 愛知県名古屋市中区錦三丁目19番17号
株式会社名古屋銀行

取締役頭取 中村 昌弘

地方創生に係る包括連携に関する協定書

江南市（以下「甲」という。）と株式会社中京銀行（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の基本理念にのっとり、地方創生を推進するため、連携・協力することに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地方創生に係る様々な分野での相互連携及び協力を積極的に推進することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項について法令に反しない範囲で連携・協力するよう努めるものとする。

- （1）江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関すること
- （2）シティプロモーションの推進に資すること
- （3）移住・定住促進に資すること
- （4）子育て支援に資すること
- （5）産業振興及び雇用創出に資すること
- （6）その他、地方創生の推進に資すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき実施される連携活動において知り得た情報について、第2条各号に掲げる事項の連携・協力をするにあたり必要な限度で利用するものとする。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2カ月前までに、甲と乙のいずれからも解約の申し入れがないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙が、本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、対象としないこととする。

2 下記行為を行う市民等についても対象としないこととする。

- （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - （4）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
 - （5）その他前各号に準ずる行為
- （その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙の両者で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 愛知県江南市赤童子町大堀90
江南市

江南市長 澤田 和延

乙 愛知県名古屋市中区栄三丁目33番13号
株式会社中京銀行

取締役頭取 室 成夫

地方創生に係る包括連携に関する協定書

江南市（以下「甲」という。）と株式会社大垣共立銀行（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の基本理念にのっとり、地方創生を推進するため、連携・協力することに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地方創生に係る様々な分野での相互連携及び協力を積極的に推進することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項について法令に反しない範囲で連携・協力するよう努めるものとする。

- （1）江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関すること
- （2）シティプロモーションの推進に資すること
- （3）移住・定住促進に資すること
- （4）子育て支援に資すること
- （5）産業振興及び雇用創出に資すること
- （6）その他、地方創生の推進に資すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき実施される連携活動において知り得た情報について、第2条各号に掲げる事項の連携・協力をするにあたり必要な限度で利用するものとする。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2カ月前までに、甲と乙のいずれからも解約の申し入れがないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙が、本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、対象としないこととする。

2 甲及び乙が、本協定に基づき実施される連携活動において、下記行為を行う市民等についても対象としないこととする。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- （4）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
- （5）その他前各号に準ずる行為

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙の両者で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 愛知県江南市赤童子町大堀90
江南市

江南市長 澤田 和延

乙 岐阜県大垣市郭町三丁目98番地
株式会社大垣共立銀行

取締役頭取 土屋 嶮

地方創生に係る包括連携に関する協定書

江南市（以下「甲」という。）と株式会社十六銀行（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の基本理念にのっとり、地方創生を推進するため、連携・協力することに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地方創生に係る様々な分野での相互連携及び協力を積極的に推進することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項について法令に反しない範囲で連携・協力するよう努めるものとする。

- （1）江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関すること
- （2）シティプロモーションの推進に資すること
- （3）移住・定住促進に資すること
- （4）子育て支援に資すること
- （5）産業振興及び雇用創出に資すること
- （6）その他、地方創生の推進に資すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき実施される連携活動において知り得た情報について、第2条各号に掲げる事項の連携・協力をするにあたり必要な限度で利用するものとする。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2カ月前までに、甲と乙のいずれからも解約の申し入れがないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙が、本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、対象としないこととする。

2 下記行為を行う市民等についても対象としないこととする。

- （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - （4）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
 - （5）その他前各号に準ずる行為
- （その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙の両者で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 愛知県江南市赤童子町大堀90
江南市

江南市長 澤田 和延

乙 岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地
株式会社十六銀行

取締役頭取 村瀬 幸雄

地方創生に係る包括連携に関する協定書

江南市（以下「甲」という。）と岐阜信用金庫（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の基本理念にのっとり、地方創生を推進するため、連携・協力することに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地方創生に係る様々な分野での相互連携及び協力を積極的に推進することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項について法令に反しない範囲で連携・協力するよう努めるものとする。

- （1）江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関する事
- （2）シティプロモーションの推進に資すること
- （3）移住・定住促進に資すること
- （4）子育て支援に資すること
- （5）産業振興及び雇用創出に資すること
- （6）その他、地方創生の推進に資すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき実施される連携活動において知り得た情報について、第2条各号に掲げる事項の連携・協力をするにあたり必要な限度で利用するものとする。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2カ月前までに、甲と乙のいずれからも解約の申し入れがないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙が、本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、対象としないこととする。

2 下記行為を行う市民等についても対象としないこととする。

- （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - （4）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
 - （5）その他前各号に準ずる行為
- （その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙の両者で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 愛知県江南市赤童子町大堀90
江南市

江南市長 澤田 和延

乙 岐阜県岐阜市神田町6丁目11番地
岐阜信用金庫

理事長 住田 裕綱

地方創生に係る包括連携に関する協定書

江南市（以下「甲」という。）と東濃信用金庫（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の基本理念にのっとり、地方創生を推進するため、連携・協力することに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地方創生に係る様々な分野での相互連携及び協力を積極的に推進することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項について法令に反しない範囲で連携・協力するよう努めるものとする。

- （1）江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関すること
- （2）シティプロモーションの推進に資すること
- （3）移住・定住促進に資すること
- （4）子育て支援に資すること
- （5）産業振興及び雇用創出に資すること
- （6）その他、地方創生の推進に資すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき実施される連携活動において知り得た情報について、第2条各号に掲げる事項の連携・協力をするにあたり必要な限度で利用するものとする。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2カ月前までに、甲と乙のいずれからも解約の申し入れがないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙が、本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、対象としないこととする。

2 下記行為を行う市民等についても対象としないこととする。

- （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - （4）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
 - （5）その他前各号に準ずる行為
- （その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙の両者で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 愛知県江南市赤童子町大堀90
江南市

江南市長 澤田 和延

乙 岐阜県多治見市本町2丁目5番地の1
東濃信用金庫

理事長 市原 好二

地方創生に係る包括連携に関する協定書

江南市（以下「甲」という。）といちい信用金庫（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の基本理念にのっとり、地方創生を推進するため、連携・協力することに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地方創生に係る様々な分野での相互連携及び協力を積極的に推進することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項について法令に反しない範囲で連携・協力するよう努めるものとする。

- （1）江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関すること
- （2）シティプロモーションの推進に資すること
- （3）移住・定住促進に資すること
- （4）子育て支援に資すること
- （5）産業振興及び雇用創出に資すること
- （6）その他、地方創生の推進に資すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2カ月前までに、甲と乙のいずれからも解約の申し入れがないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙が、本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、対象としないこととする。

2 下記行為を行う市民等についても対象としないこととする。

- （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - （4）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
 - （5）その他前各号に準ずる行為
- （その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙の両方で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 愛知県江南市赤童子町大堀90
江南市

江南市長 澤田 和延

乙 愛知県一宮市若竹3丁目2番2号
いちい信用金庫

理事長 栗野 秀樹

地方創生に係る包括連携に関する協定書

江南市（以下「甲」という。）と東春信用金庫（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の基本理念にのっとり、地方創生を推進するため、連携・協力することに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地方創生に係る様々な分野での相互連携及び協力を積極的に推進することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項について法令に反しない範囲で連携・協力するよう努めるものとする。

- （1）江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関すること
- （2）シティプロモーションの推進に資すること
- （3）移住・定住促進に資すること
- （4）子育て支援に資すること
- （5）産業振興及び雇用創出に資すること
- （6）その他、地方創生の推進に資すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき実施される連携活動において知り得た情報について、第2条各号に掲げる事項の連携・協力をするにあたり必要な限度で利用するものとする。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2カ月前までに、甲と乙のいずれからも解約の申し入れがないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙が、本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、対象としないこととする。

2 下記行為を行う市民等についても対象としないこととする。

- （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - （4）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
 - （5）その他前各号に準ずる行為
- （その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙の両者で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 愛知県江南市赤童子町大堀90
江南市

江南市長 澤田 和延

乙 愛知県小牧市中央一丁目231番1号
東春信用金庫

理事長 鈴木 義久

地方創生に係る包括連携に関する協定書

江南市（以下「甲」という。）と愛知北農業協同組合（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の基本理念にのっとり、地方創生を推進するため、連携・協力することに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地方創生に係る様々な分野での相互連携及び協力を積極的に推進することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項について法令に反しない範囲で連携・協力するよう努めるものとする。

- （1）江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関する事
- （2）シティプロモーションの推進に資すること
- （3）移住・定住促進に資すること
- （4）子育て支援に資すること
- （5）産業振興及び雇用創出に資すること
- （6）その他、地方創生の推進に資すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき実施される連携活動において知り得た情報について、第2条各号に掲げる事項の連携・協力をするにあたり必要な限度で利用するものとする。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2カ月前までに、甲と乙のいずれからも解約の申し入れがないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙が、本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、対象としないこととする。

2 下記行為を行う市民等についても対象としないこととする。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- （4）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
- （5）その他前各号に準ずる行為

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙の両者で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 愛知県江南市赤童子町大堀90
江南市

江南市長

澤田 和延

乙 愛知県江南市古知野町熱田72番地
愛知北農業協同組合

代表理事組合長

安達 秀正